

福祉生活病院常任委員会資料

(令和 7 年 1 0 月 6 日)

【 件 名 】

- 教育・保育施設等における事故防止に向けたヒヤリ・ハット事例集の改訂について
(子育て王国課)・・・2
- 保育所や幼稚園等における虐待対応マニュアルの策定について
(子育て王国課)・・・3
- 「第42回青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム in 鳥取」の開催結果について
(家庭支援課)・・・5
- 「里親支援センターあゆみ」の開所について
(家庭支援課)・・・6

子ども家庭部

教育・保育施設等における事故防止に向けたヒヤリ・ハット事例集の改訂について

令和7年10月6日
子育て王国課

県内の教育・保育施設等における事故防止に向けたヒヤリ・ハット事例集を改訂しましたので、その概要を報告します。改訂後の事例集は、県のホームページに掲載するほか、県内の市町村や保育施設に周知し、安全管理対策に活用していただくものとします。

1 ヒヤリ・ハット事例集について

県内教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応に係る研修等の実施状況を確認するため、令和3年9月に「事故防止及び事故発生時の対応に係る研修等の実施状況調査」を実施したところ、各施設から多くのヒヤリ・ハット事例を報告いただいたことを踏まえ、令和4年4月に県で事例集を作成した。令和5年12月に一部改訂し、今回は2回目の改訂であり、改訂後の事例集は、県のホームページに掲載するほか、県内の市町村や保育施設に周知し、各施設における事故防止対策を推進していただく。

(参考) ハインリッヒの法則「1:29:300の法則」

アメリカの損害保険会社の安全技師であったハーバート・W・ハインリッヒが1931年に提唱した労働災害に関する経験則で、1件の重大事故の背景には29件の軽微な事故と300件の傷害のない事故（ヒヤリ・ハット）が存在するので、重大事故を未然に防ぐためには、ヒヤリ・ハットに対する対策を講じることが重要である。

2 新たに追加されたヒヤリ・ハット事例（抜粋）

事例	対策
職員が安全確認のためプールサイドを歩こうとすると、日差しでプールサイドのスノコが熱くなっており、子どもが歩くと足の裏をやけどする危険があった。	スノコに水を撒き、プールサイドを冷やしてから、歩くようにした。
普段は降園バスを利用している年中園児について、習い事のためこの日はバスを利用しない予定であったにもかかわらず、担当者がバス利用園児名簿を消し忘れ、当該園児をバスに乗せてしまった。保護者が園に迎えに来られて気付いた。	登降園や保護者からの連絡事項などのチェックができるアプリで確認した情報は、すぐに名簿に記載するようにした。また、降園時にも再度アプリの確認をするようにした。
運動会競技中に園庭に落ちた釘を発見した。	ロープに釘をつけ、園庭に打ち、競技の目印として利用していたが、ロープ回収の際に釘だけ落ち、未回収だったと思われる。今年の運動会では、釘の使用をしないつもりでいる。
食事を終えた卵アレルギーの0歳児の子どもが、友だちの給食に手を伸ばそうとしていた。	食べ終えた子どもが遊ぶスペースに仕切りを設けるようにした。
午睡後、口の中から午睡で使う量の破片が出てきた。	畳をむしり取って食べたようなので、畳の劣化具合を確認した。午睡中に寝ていない園児も注意深く確認する。
ハイハイで探索活動をしている時に、ミルクの哺乳瓶の名札タグが落ちていて、口に入れようとした。	毎回タグのゴムのゆるみがないか確認するようにした。職員間でも周知し、共通認識のもと対応することを心がけた。
トイレの手洗い場で手を洗った際、水が床にこぼれており、滑って転んだ。	手を洗った後は、すぐにハンカチで拭くことを指導。手洗い場の床には滑り止めの付いたマットを敷くようにした。
トイレの消毒液が鍵のかかっていない棚の上に置かれていた。	リスクを確認し、鍵のかかる大人用トイレの棚にしまうよう職員間に改めて周知した。
木製の備え付けの棚に背で持たれながら移動した際、棚のふちのささくれに衣服が引っ掛かり、木の小さな破片が背中刺さった。	木の棚に養生テープを貼った。養生テープがはがれないように定期的に点検する。

※今回の改訂では、各事案を発生場面や原因などの種別に類型した上で目次を設け、より参照しやすくした。

例) 屋内: 食事中、睡眠中、水遊び中、誤食、見落とし、転倒、その他

屋外: 送迎時・駐車場、水遊び中、遊具、見落とし、園外活動中、転倒、その他

3 事故防止に関するその他の取組

- 認定こども園、保育所、幼稚園、届出保育施設の全314施設を対象に定期的な実地調査を実施している。
- 教育・保育施設等の全職員を対象に、安全管理研修を動画配信方式で実施(令和3年度～)している。
- 教育・保育施設等における安全管理に係る環境整備に対する各種補助事業を実施している。
- 誤嚥による窒息事故や食物アレルギーによる事故、見落としから交通事故に至った事案など、全国的な重大事案が発生する都度、県内施設に対して注意喚起通知を発出しているほか、年度末には県内施設で発生した主な事故を取りまとめて市町村・各施設に共有し、注意喚起を実施している。

保育所や幼稚園等における虐待対応マニュアルの策定について

令和7年10月6日
子育て王国課

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、県内保育所や幼稚園等における虐待と疑われる事案への対応に関して、関係者が共通理解を図り、事案発生時の対応を適切に行うため、「保育所や幼稚園等における虐待対応マニュアル」（以下「マニュアル」という。）を定めましたので報告します。本マニュアルは、県内市町村及び関係団体・保育施設等に周知するほか、県ホームページにも掲載予定です。

1 改正法に基づく保育所における虐待通報義務の創設等について（令和7年10月1日施行）

- 保育所等における虐待等の不適切事案の発生を踏まえ、こどもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に通う・こどもを預けられるような環境を整備していくため、保育所等における虐待等への対応について、児童養護施設等や障がい児者施設、高齢者施設の職員による虐待等の発見時の通報義務等と同様の仕組みを新たに整備した。
- 具体的には、保育所等*の職員による虐待について、虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務、都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置、都道府県等が行った措置に対する児童福祉審議会等への報告、都道府県による虐待状況の公表などが定められた。

※新たに対象となった施設・事業

保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活支援事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館

2 マニュアルの主な内容 ※全体フローは次頁を参照

○虐待通報窓口

各施設・事業について、所管行政庁となる県又は市の担当部署（＝児童福祉法に基づく指導監査権限を有する部署）を虐待通報窓口として定める。

○事実確認、虐待有無の判断

所管行政庁は、関係機関（市町村、児童相談所、教育委員会、警察等）と連携して事実確認（保護者・職員からの聞き取り、立入調査等）を行う。虐待の該当有無の判断に当たっては、

- ・まずは、行われた行為をもって、虐待と判断できるか否かを検討
- ・行為のみをもって判断できない場合には、行為の強度や頻度を勘案
- ・行為の強度や頻度をもってしても判断できない場合には、行為以外の要素（保育士等の意図）

を踏まえて判断する。

○必要な措置

虐待があったと判断した場合、所管行政庁は、施設や事業所に対して、指導、勧告、助言その他の児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置を講ずる。また、虐待を受けた子ども・保護者に対して、保育所等と連携の上、事実説明・子どもの心情等の聴取や専門機関等による支援が必要な場合の調整、必要に応じた他園への受入調整などを行う。

○公表

行政の透明性確保という観点から、発生した虐待事案については公表することを基本としつつ、事案の性質や重大性等に応じて適切に判断する。その際、公表は施設等への制裁を目的とするものではなく、虐待防止に向けた自治体等の取組の徹底・強化を目的とするものであり、虐待等を受けた子どもや他の子どもへの影響に十分配慮する形での公表とすべきことに留意する。

○児童福祉審議会への報告

県又は市町村は、虐待について事実確認等の必要な措置を講じた場合は、①該当保育所等の名称、所在地等 ②虐待を行った職員等の氏名、年齢等 ③虐待を受けた子どもの状況（年齢・性別・その他心身の状況等） ④確認した虐待等の状況（内容、要因等） ⑤所管行政庁が行った指導・勧告等の内容 などを児童福祉審議会に報告する。

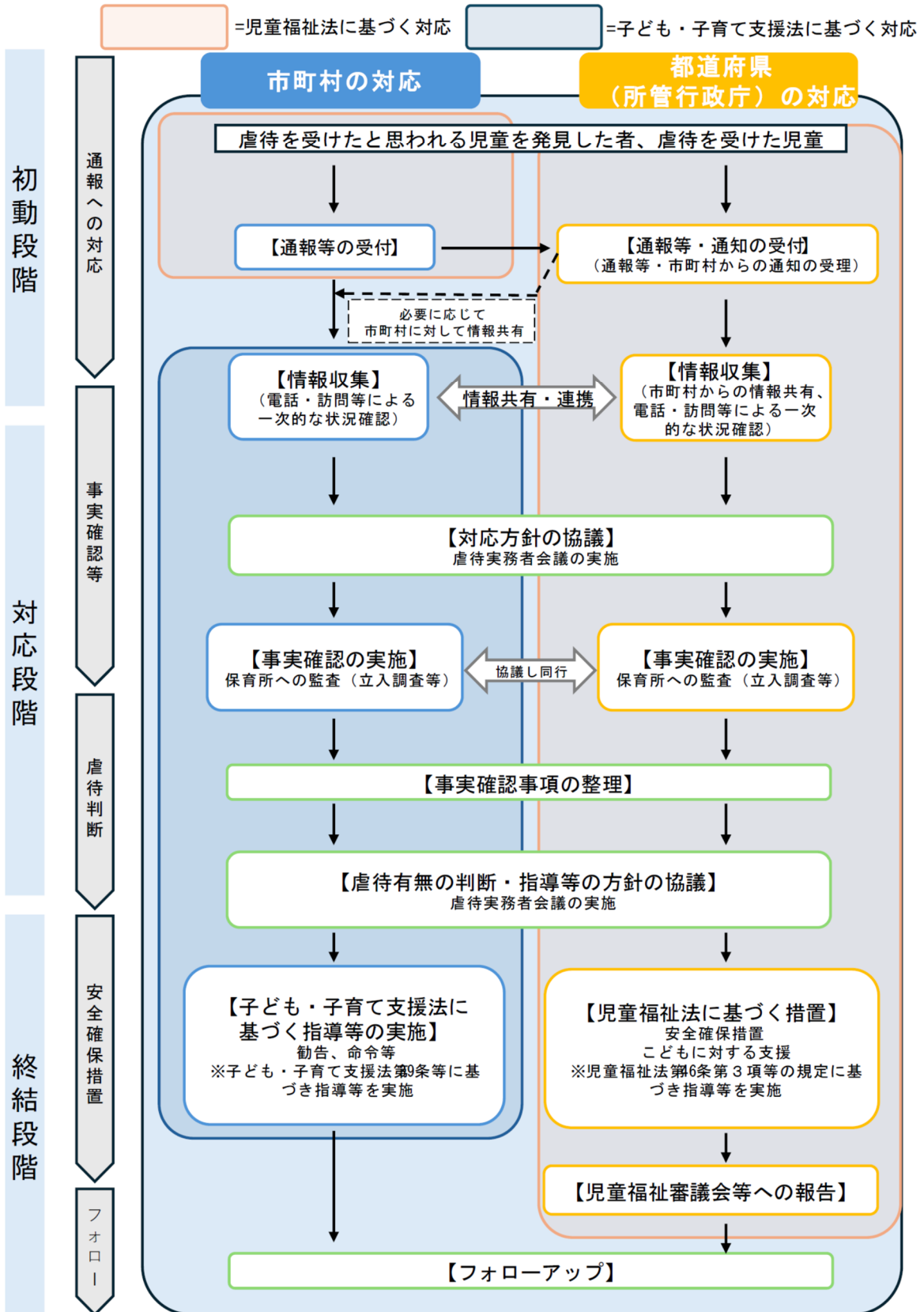
※必要に応じ、児童福祉審議会支援検証部会において事案検証を行うことも想定。

○毎年度の報告

市町村及び県教育委員会は、毎年度、所管する施設等における虐待等の状況を県に報告するとともに、子育て王国課は、毎年度、施設種別毎の虐待類型や講じた措置について集計し、県ホームページに公表する。

■虐待対応の全体像（例：保育所の場合）

※保育所の場合



「第42回青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム in 鳥取」 の開催結果について

令和7年10月6日
家庭支援課

スマートフォンなど多様なインターネット接続端末の登場により、様々な場所や端末からインターネットを利用することが可能となるなど、近年、青少年のインターネット利用環境が急激に変化していることから、青少年のインターネット利用環境づくりフォーラムを開催しましたのでその結果を報告します。

令和5年10月14日に本フォーラムをとりぎん文化会館で開催しており、青少年健全育成条例の改正に合わせて2度目の開催となります。

1 概要

- (1) 日時：令和7年10月5日（日）午後1時から午後4時20分
- (2) 会場：鳥取市総合福祉センター さざんか会館
- (3) 主催：こども家庭庁
- (4) 共催：警察庁、総務省、法務省、文部科学省、経済産業省、
鳥取県、鳥取県教育委員会、鳥取県警察本部
- (5) 内容：①鳥取県青少年健全育成条例の改正について
②基調講演：はじめての情報に出会った時の《4つのハテナ》
下村健一氏（白鷗大学特任教授、元TBSアナウンサー）
③討議：こどもと大人で考えよう インターネットとのより良い付き合い方
コーディネーター：足羽智史 県教育委員会事務局社会教育課指導主事
パネリスト：下村健一 白鷗大学特任教授、元TBSアナウンサー
岩田健一 鳥取大学情報戦略機構 准教授
重橋薫 （株）NTTドコモ鳥取支店支店長
山本祐子 鳥取県PTA協議会会長
鳥取西高、米子東高、福生西中、湊山中生徒
- (6) 開催方法：会場参加、YouTubeによる全国に向けたライブ配信
※当日の様子については下記のサイトで閲覧できます。
<https://www.youtube.com/channel/UCM1ZC04PRsTKAc70P4aVv4A>

2 実施内容

- (1) 鳥取県青少年健全育成条例の改正について
鳥取県青少年健全育成条例の改正の背景や改正概要について県から説明を行った。
- (2) 基調講演
はじめての情報に出会った時に気を付けなければならないことについて、《4つのハテナ》と題して、結論を即断しない、意見・印象をうのみにしない、一つの見方に偏らない、スポットライトの中だけ見ないで隠れているものはないか考えることの重要性を下村特任教授から講演いただいた。
基調講演は、討議のパネリストである中高生も参加し、模擬授業形式で実施した。
- (3) 討議
「こどもと大人で考えよう インターネットとのよりよい付き合い方」をテーマに、基調講演講師の下村特任教授をはじめ、県内の有識者や関係者、県内の高校生、中学生から発言いただいたほか、フォーラム参加者にも Google フォームを用いたアンケートをリアルタイムで実施し、参加者を巻き込みながら討議を行った。
《討議項目》
 - ・こどもの自由時間におけるスマホ利用は、1日2時間までに制限すべき？
 - ・高校生の持つスマホに対して、親は制限をかけるべき？
 - ・生成AI、こどもたちに積極的に使わせるべき？
 - ・こどもたちがインターネットをより良く使うために、大人がすべきこと、こどもがすべきこと

「里親支援センターあゆみ」の開所について

令和7年10月6日
家庭支援課

この度、社会福祉法人みその児童福祉会が運営主体となる「里親支援センターあゆみ」が米子市に開所されましたので、その概要について報告します。

1 里親支援センターの概要

- ・里親支援センターとは、里親制度の普及啓発、新規里親のリクルート、里親に対する研修の開催、里親養育に関する助言や情報提供など、包括的な里親支援を行う児童福祉施設。(令和6年4月1日施行の改正児童福祉法で創設)
- ・令和6年4月1日に、社会福祉法人鳥取こども学園が県内で初めて「里親家庭サポートセンターいろは」を設置し、これまで県内全域を対象に里親支援を実施してきた。
- ・「里親支援センターあゆみ」の開所に伴い、「里親家庭サポートセンターいろは」が県東部及び中部圏域、「里親支援センターあゆみ」が西部圏域を担当し、それぞれが連携して里親支援を行う。

【参考】他県の里親支援センターの設置状況（令和7年4月1日時点）

- ・26 都道府県、7 政令指定都市、1 特別区の計 34 自治体で、計 55 か所の里親支援センターが設置されている。

2 「里親支援センターあゆみ」の概要（センター長：徳岡洋子氏）

- (1) 設置主体 社会福祉法人みその児童福祉会
- (2) 開 所 日 令和7年10月1日
- (3) 所 在 地 米子市上後藤四丁目2番36号
- (4) 職員構成 4名（センター長、里親リクルーター、里親等支援員、里親トレーナー）

【参考】（福）みその児童福祉会（法人本部：岡山県岡山市北区天神町6-34、理事長：江草明彦氏）

岡山市をはじめ、広島県呉市、廿日市市、鳥取県米子市、島根県出雲市、津和野町、高知市、名古屋市の全国8地区において、保育所、乳児院、児童養護施設等を運営している。

＜鳥取県内の関連施設＞ ※いずれも施設所在地は米子市

乳児院「米子みそのベビーホーム」、児童養護施設「米子聖園天使園」、保育所「米子聖園マリア園」、児童家庭支援センター「米子みその」、母子生活支援施設「米子聖園コスモス」の5施設

3 里親支援センターに期待すること

- ・平成28年の児童福祉法改正において、「家庭養育優先の原則」が明確化され、家庭で養育されるよう保護者支援を行うこと、家庭での養育が適当ではない場合、家庭と同等の環境で養育されるよう里親委託を優先して検討することとされている。
- ・本県においても、社会的養育推進計画に里親委託率を設定する等、計画的に里親委託を進めている。
- ・今後、里親委託を進める上では、新規里親の確保や、まだ子どもの委託を受けていない里親の活用が必要であり、2か所の里親支援センターによる里親のリクルート活動の活性化や里親養育の質の向上に係る研修等の取組の充実が図られることを期待している。

4 県内の里親登録数と里親委託の現状

	現状（令和7年4月1日時点）	目標（令和11年度末）
里親登録数	・養育里親（89 世帯） ・専門里親（9 世帯） ・養子縁組里親（15 世帯）	・養育里親（130 世帯） ・専門里親（15 世帯） ・養子縁組里親（50 世帯）
里親委託率	・3歳未満児童（18.2%） ・3歳以上就学前児童（25.6%） ・学童期以降の児童（28.0%）	・3歳以上（75.0%） ・3歳以上就学前児童（75.0%） ・学童期以降の児童（50.0%）

※里親登録数と里親委託率の目標値は、「鳥取県社会的養育推進計画」に記載

※里親委託率とは、「里親に委託されている児童数」を「乳児院・児童養護施設・里親に委託されている児童数」で除した数値

【参考】里親支援センターあゆみオープニングセレモニーの開催

日時：令和7年10月7日（火） 午後2時30分から午後3時30分まで

場所：米子聖園天使園地域交流センター（米子市上後藤四丁目2番36号）

（主な出席者）

みその児童福祉会：江草理事長、竹田専務理事 鳥取県里親会：杉山会長

里親家庭サポートセンターいろは：清水センター長、山本常務

鳥取県：中西子ども家庭部長、西村児童養護・DV室長 米子市：瀬尻こども総本部長